

# 新居浜市補助金公募制度の 見直しについて

新居浜市企画部総合政策課

平成 26 年 9 月

## 1 これまでの経緯

補助金公募制度は、平成 16 年に大規模な土砂災害による被害が発生し、災害復旧等により大幅な財源不足が見込まれたことや、国の三位一体改革の影響による厳しい財政状況を契機として、平成 17 年度から導入され、平成 20 年度、平成 23 年度に見直しを行い、現在に至っています。現行の制度は、3 年間の時限措置であることから、今回、制度の成果と課題について総括し、見直しを行いました。

## 2 補助金額等の推移

補助金公募制度の始まった平成 18 年度以降の補助金の件数、金額の推移は次のとおりとなっています。補助金全体としては、国の経済対策による制度創設等の影響により、22、23 年度は大幅に増加しており、公開審査する補助金については、20 年度の制度見直しにより減少し、21 年度以降は、5,000 万円から 6,000 万円程度で推移しています。

補助金額等の推移（事業実施年度：平成18年度～平成26年度）

（単位：千円）

年度	申請件数	申請金額	採択件数	採択金額	補助金	
					認定補助金	公開審査補助金
18	288	763,562	168	681,302	522,408	158,894
19	194	683,500	172	665,126	488,806	176,320
20	182	707,633	176	687,246	518,817	168,429
21	193	673,983	174	793,425	729,003	64,422
22	182	1,731,763	170	1,820,684	1,760,466	60,218
23	179	1,279,849	168	1,422,939	1,361,810	61,129
24	169	865,503	155	936,208	887,828	48,380
25	165	828,552	159	836,682	787,908	48,774
26	169	1,087,853	163	1,010,308	961,848	48,460

### 3 これまでの成果と課題

現行の補助金公募制度は、全ての補助金を公募対象として、市が認定する補助金（法律等に基づき支出する補助金等 8 項目）を除く公開審査する補助金については、第三者機関である「補助事業公募審査会」において、公益性、妥当性、効果効率性の観点から採点評価を行い、事業の採否を決定することとしています。これにより、補助金支出の妥当性では、①公金支出の透明性と公平性の確保、②限られた財源の有効活用、また、補助金の効果では、③市民と行政との協働による公益活動の促進について、大きな成果を得ることができました。

一方で、公開審査する補助金の中には、広く市民に受益が及ぶ行事や、市として積極的に関与すべき事業も含まれており、これらの事業の実施については、本来は公益上の必要性や政策的見地から、市が主体的に判断すべきものもあって考えています。

このようなことから、公金支出の透明性、公平性を確保しつつ、公益的、政策的に必要な事業を円滑に実施するためには、新たな補助金公募制度として再構築する必要があると考えています。

### 4 見直しの基本方針

#### 基本方針

#### 1 公募補助金の枠組みを見直します。

☞ 従来の公募補助金の枠組みを見直し、公益的、政策的見地から市が主体的に行うべき分野を認定補助金、市民や各種団体の公益的活動による分野を公募補助金として区分します。

#### 2 審査方法を見直し、適切な審査基準を設定します。

☞ プレゼンテーションスキルの差が、評価に多大な影響を及ぼさないよう審査方法を見直し、ヒアリング審査による適切な審査基準を設定します。

#### 3 平成 26 年度～28 年度の 3 年間の時限制度とします。

☞ 平成 26 年度（H27 年度事業）～平成 28 年度（H29 年度事業）の 3 年間に限り、補助金公募制度を維持します。また、3 年経過後は、再度補助制度を見直すこととします。

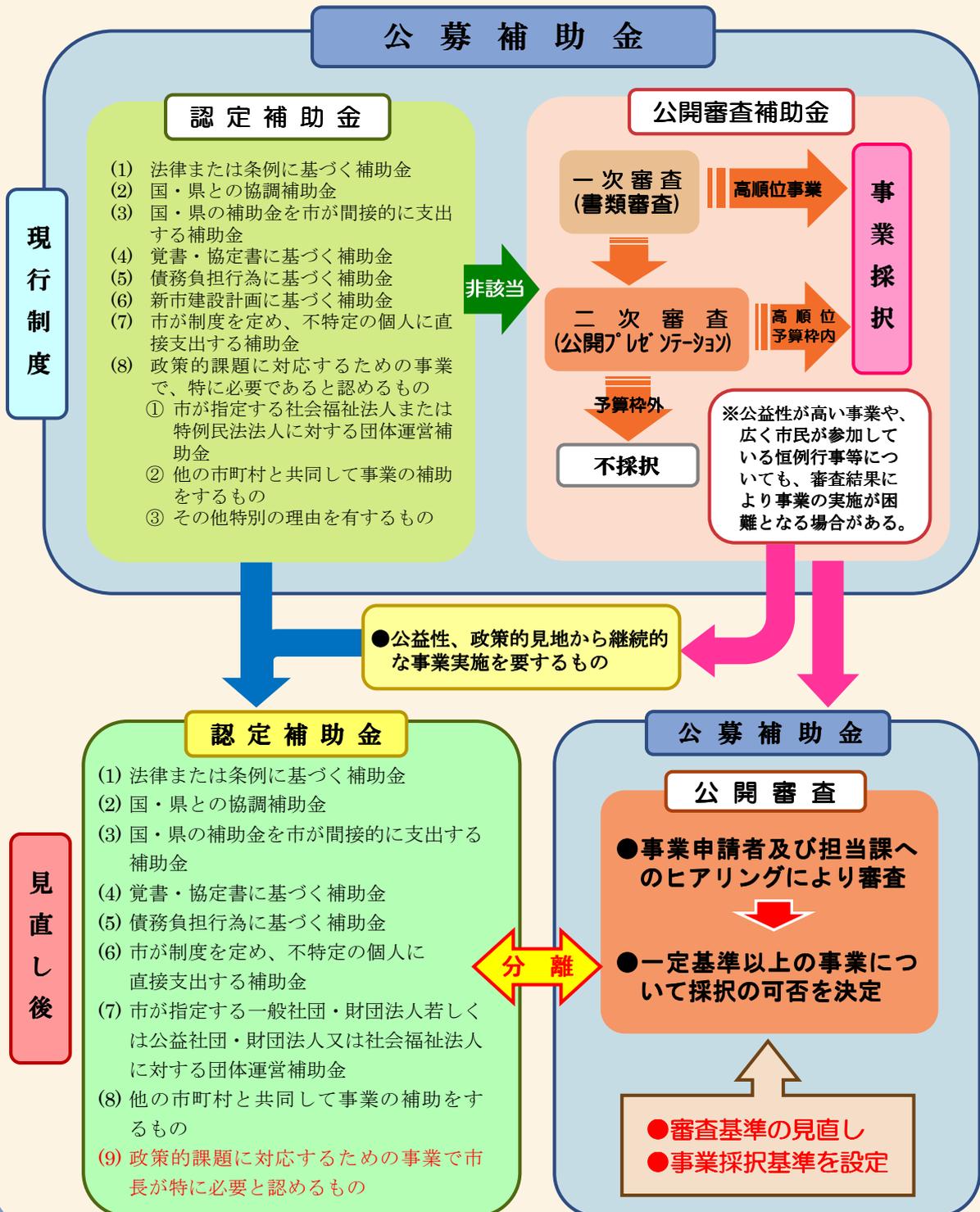
## 5 制度の主な変更点

これまでの課題、問題点を踏まえ、主に4項目の変更を行います。

### 主な変更点

1

従来の公募補助金の枠組みを見直し、公益的、政策的見地から市が主体的に行うべき分野を認定補助金、市民や各種団体の公益的活動による分野を公募補助金として区分します。



2

認定区分（１）～（９）に該当する事業を市が決定し、３年間認定補助金として取り扱います。（次回の制度見直し時に、認定継続の可否を再度決定します。）

3

一次、二次審査を廃止し、市担当課と事業申請者に対するヒアリング審査により事業採択の可否を決定します。また、審査方法の変更に伴い、審査基準の見直し及び事業の採択基準を設定します。

4

補助申請受付時に、市担当課において事業内容等を十分に聴取し、客観的な立場から、事業に対する意見を述べるができるよう、意見書の項目内容を整理します。

## 6 取り扱いを継続する事項

次の点については、見直し前の制度の取り扱いを継続することとします。

- ・ 公募対象となる事業及び団体（組織）
- ・ 補助対象とする経費
- ・ 一団体あたりの申請事業数（４事業を上限とします。）
- ・ 補助限度額（「公募補助金」について、補助額は、100万円を上限とします。なお、継続事業であっても、新たに取り組む内容があれば、100万円を上限に増額申請を可能とし、新規事業についても、3年間は100万円を上限に増額申請を可能とします。）
- ・ 情報公開（申請から決定に至る内容について、市ホームページ等で情報公開します。）

## 7 今後のスケジュール

9月	パブリックコメント
10月上旬	新たな補助金公募制度の決定
10月上旬	市政だより 10月号掲載（変更内容等） 平成 27 年度補助事業の公募等に関する取り扱い要領公表
10月上旬～	平成 27 年度補助事業の公募申請受付（11 月上旬まで）
11月下旬	補助事業公募審査会（公開審査）